

平成 23 年度資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

資金不足比率

- ①臨海土地造成事業特別会計
- ②公共下水道事業特別会計
- ③特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ④農業集落排水事業特別会計
- ⑤漁業集落排水事業特別会計
- ⑥浄化槽事業特別会計
- ⑦病院事業会計
- ⑧水道事業会計

2. 審査の期間

平成 24 年 8 月 6 日から 8 月 20 日まで

3. 審査の主眼と方法

市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査した。

4. 審査の概要

平成 23 年度決算における資金不足比率の状況は次のとおりである。

(資金不足比率)	(単位 : %)		
会計の名称	平成 23 年度	平成 22 年度	経営健全化基準
臨海土地造成事業特別会計	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
浄化槽事業特別会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足額がない場合は、「—」で表示。

6 特別会計、病院事業会計及び水道事業会計における当年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、「—（数値なし）」となっている。

5. 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

全ての会計において資金不足は生じていないが、特別会計では一般会計からの繰入金により収支の均衡が保たれている。

水道事業会計については、企業債償還金や市街地の大口径の老朽管更新・水道未普及解消事業・生活基盤近代化事業のための多額の事業費用が見込まれることを考慮すると、厳しい事業経営環境が予測される。

病院事業会計については、DPC制度（医療費の1日当たり定額制）を導入するなど効率的な医療に取り組み、その結果、患者数は減少したものの入院単価の上昇につながり、資金不足が生じなかった。

資金不足比率については、特に指摘する事項はない。今後も財政及び経営の健全確保に努められたい。